

R4シリーズ 改版 & 機能アップ情報

掲載日： 2016/05/24

製品	電子申告R4	バージョン	16.10
件名	電子申告R4 (Ver.16.10) リリースのご案内	発売予定	
		公開日	2016/06/13

電子申告および、各アプリケーションの電子申告プログラムのバージョンアップを行います。
詳細が決まりましたので内容を差替しました。

プログラム提供開始日（予定）

ダウンロード公開 ※Eiボードダウンロードマネージャ、マイページ		2016年6月13日(月)
電子申告R4	16.10	16.1用のライセンスが必要です。
法人税R4 更新用プログラム	e1	法人税R4システムVer.16.10以降が対象です。
内訳・概況書R4 更新用プログラム	e5	内訳・概況書R4 システムVer.16.10以降が対象です。
申請・届出書R4 更新用プログラム	e5	申請・届出書R4 システムVer.15.31以降が対象です。

※ E i ボードVer.16.20以上の環境が必要です。

システムの主な変更点

1 法人税 平成28年度申告対応【法人税】

2016年6月13日より、平成28年4月1日以後終了事業年度分法人税申告の受付が開始されるため、これに合わせて法人税平成28年度申告の電子申告に対応します。
なお、6月より受付開始となる別表等は下表のとおりで、例年同様、主要別表のみの受付となります。

■ 受付対象別表等

例年同様、この時期は主要別表等のみの受付となります。
法人税R4で対応している別表等のうち、電子申告可能となるは以下の帳票です。

別表一(一)、次葉	別表五(二)	別表十三(一)	別表十六(九)
別表一(二)、次葉	別表六(一)	別表十四(二)	別表十六(十)
別表一(三)、次葉	別表六(一)付表	別表十五	別表十八
別表二	別表七(一)	別表十六(一)	適用額明細書
別表四	別表七(三)	別表十六(二)	欠損金繰戻還付請求書
別表四簡易用	別表八(一)	別表十六(四)	税務代理権限証書
別表四次葉	別表十(六)	別表十六(六)	添付書面33の2 第1項
別表五(一)	別表十一(一)	別表十六(七)	添付書面33の2 第2項
別表五(一)付表	別表十一(一の二)	別表十六(八)	

※決算書や勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書も受付対象です。
※地方税は全ての帳票が電子申告可能です。

2. 届出書関係【申請・届出書】

以下の手続きについて、e-Tax受付システムのバージョンアップに伴う対応を行います。

- ・所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請

■その他の変更

その他、以下の対応を行いました。

①法人設立・設置届出書の組織名の出力

法人設立・設置届出書で組織名（株式会社など）を入力している場合に、電子申告側の基本情報メンテナンスの法人名に組織名が取り込まれていなかったため、修正しました。

②コードに*（アスタリスク）が付いているデータの電子申告に対応

従来バージョンでは、コードに*（アスタリスク）が付いている場合に、電子申告出力ができなくなっていました。できるように修正しました。

3. 添付書類のイメージデータによる提出に対応【電子申告】

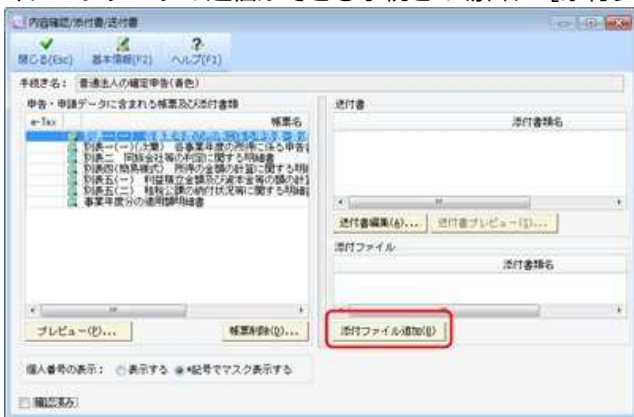
添付書類のイメージデータによる提出に対応しました。

これまで書面による提出が必要であった添付書類（出資関係図や収用証明書など）について、電子申告により提出することができるようになりました。

制度の概要 (参考URL)	▼添付書類のイメージデータによる提出について（e-Taxホームページ） http://www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm
対象となる添付書類	イメージデータで提出可能な添付書類は、別途書面での提出が必要な登記事項証明書や売買契約書の写しなどの書類であり、別表等の帳票や財務の決算書などは対象ではありません。 具体的な対象添付帳票については、e-Taxホームページに記載されていますので、こちらを参照してください。 ▼イメージデータにより提出可能な添付書類 http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm#Link3 ※イメージデータによる提出の対象とならない添付書類（別表等の申告書・帳票等を含む）をイメージデータで提出しても、その提出は効力を有しないこととなりますので、ご注意ください。
データ形式	イメージデータで送信可能なデータ形式は、「PDF形式」です。
送信方式	同時送信方式（申告書と同時に送信する方式）に対応します。 ※e-Taxソフトでは、同時送信方式の他、追加送信方式（受信通知から別途追加送信する方式）に対応しています。

■操作

イメージデータの送信ができる手続きの場合、[添付ファイル追加] ボタンを使用できるようにしました。



※イメージデータの送信ができない手続きの場合、添付ファイル欄は表示されません。

※添付できるファイル数に制限は設けていません。（地方税の場合は最大3ファイルとしています。）

※添付ファイルとして追加できるファイルは拡張子がpdfのものだけです。

4. 内訳・概況書R4 16.10に伴う対応等【内訳・概況書】

内訳・概況書R4の本体プログラム（Ver.16.10）のバージョンアップに伴う対応等を行います。

①内訳書の末尾の改行を除去して出力する対応

内訳・概況書R4 Ver.16.10で印刷時に不要な改行コードを除去する対応を行いましたので、電子申告出力時にも同様となるような対応をe5にて行いました。

②「0印字」の設定どおりに電子申告出力を行う対応

内訳・概況書R4では、初版であるVer.13.10時に「0印字」対応を行いました。電子申告出力では0を送っていなかったため、印刷結果と同様になるように0を送るようにしました。

コンバート**■コンバート対象バージョン、および対象データ**

・旧製品（InterKX電子申告／電子申告応援）の平成28年度版（Ver.H28.1）からのコンバートに対応していません。